

和歌山城ホールサポーターズクラブ会則

(名称) この会の名称は、和歌山城ホールサポーターズクラブ（以下「サポーターズクラブ」と称する。）という。

(目的)

第1条 和歌山城ホール指定管理者 公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団(以下、「指定管理者」という。)は、和歌山城ホールで開催される文化芸術事業の鑑賞機会の提供と、地域の文化芸術の振興及び市内外の交流によるにぎわいの創出に寄与することを目的にサポーターズクラブを設立する。

(会員)

第2条 会員は、上記（目的）に賛同し、会則を承認の上、入会申込書を提出し、指定管理者が入会を承認した方とします。会員は会員番号を含む会員の権利を第三者に譲渡できないものとします。

(入会資格)

第3条 入会資格は和歌山市にお住まいの方、もしくは通勤・通学されている方（12歳以下の方は保護者の同意が必要）とします。

(入会手続き)

第4条 入会しようとするときは、入会申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、指定管理者まで提出するものとします。

(入会金・年会費)

第5条 入会金及び年会費は無料（ただし、サポーターズクラブ会員向け情報の送付希望の方については、送料を実費負担いただきます）とします。

(会員番号)

第6条 指定管理者は、会員に会員番号を通知し、会員番号を用いて会員の管理を行います。

(届出事項の変更)

第7条 会員が届け出た氏名・住所・電話番号等に変更が生じた場合は変更届（別記様式第2号）を指定管理者に届け出るものとします。会員は、前項の届出をしないことにより、送付物等の延着または未着となっても、異議を述べることができないものとします。

(退会)

第8条 サポーターズクラブを退会しようとする場合は、退会届（別記様式第3号）を指定管理者に届け出るものとします。

(会則の改正)

第9条 本会則は、予告なく、指定管理者が変更できるものとします。

この会則に定めのない事項について、必要がある時は、指定管理者が別途定めるものとします。

(会員向け情報の通知方法)

第10条 (1)会員向け情報の通知は、LINEにより行う（サポーターズクラブ入会時に、和歌山城ホール公式LINEアカウント友達追加の手続きを行っていただきます。）

(2)会員向け情報の発信は、月1回程度とします。

(会員の特典)

第11条(1)和歌山城ホール主催又は指定する公演等のチケット先行販売

(2)和歌山城ホール主催又は指定する公演等のイベント時にスタッフとして参加

(3)その他、随時サポーターズクラブが設ける附加的な特典

(個人情報の取扱)

第12条 会員が会員登録に際し届け出た個人情報については、会員特典の提供、公演情報のお知らせなど、サポーターズクラブの運営目的にのみ使用するものとします。

(指定管理者の変更)

第13条 和歌山市より指定管理者が変更された場合、本会則は、会員と新たな指定管理者との会則となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に継承されることをあらかじめ承諾するものとします。